参考

地区有線放送施設事業補助金について

1　目的

　　町の広報活動を促進するため、区が放送に必要な施設の新設、移設及び修理に要する事業費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する

2　対象となる事業・経費

・補助対象となる工事費は２万円以上

・補助率は工事費の３分の２以内（1,000円未満の端数は切り捨て）

※ただし、有線放送施設が天災その他の災害（震災、風水害、火災等をいう。）により損害を受け、当該施設を新設又は修理をする場合において、その損害に対し保険金、損害補償金等により補填されるときは、工事費から保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除いた金額が補助対象となる工事費とする。

・施設の新設の場合

　　　　増幅器等の購入費用、配線工事費用、その他機器等

・施設の修理

　　　　増幅器等の修理費用、配線工事費用

3　申請～交付までの流れ

総務課

審　査

申　請

　　　　【提出書類】

　　　　　・交付申請書

　　　　　・事業計画書

　　　　　・工事請負事業者から地区への見積書の写し

交付決定通知

受　理

施工業者等と契約締結

工 事 等

審　査

工事等完了後、

実績報告書の提出

請求書提出

　　　　【提出書類】

　　　　　・実績報告書

　　　　　・請求書

　　　　　・工事請負事業者から地区への請求書の写し

　　　　　・工事前、施工後の写真

交付金支払

受　領

業者へ支払い

【問い合わせ】　　　総務部　総務課　89-1651　(みやき町庁舎)